

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：中国企業の貸倒損失の損金算入について

中国では、企業に発生した資産損失は、所定の手続き及び要求に従い主管税務機関に対し「専用項目報告書」を申告した後に限りこれを損金算入することができるとされてきましたが、その提出が必要なくなりました。以下では売掛金などの債権に対し、損金算入の条件や必要な資料についてご紹介させていただきます。

1. 損金算入の条件について

『財税[2009]57号『企業資産損失の損金算入政策に関する財政部及び国家税務総局の通知』第4条によると、売掛債権については、以下の状況により債権の全額回収ができない場合には、回収不能部分を損金算入することが可能とされています。

1. 債務者が法に基づき破産閉鎖、解散の宣告を受けた場合、又は法により営業許可が抹消された場合
2. 債務者が死亡し、又は法により失踪若しくは死亡を宣告された場合
3. 債務者が3年以上期限を徒過して弁済せず、かつ、既に債務を弁済する能力がない旨を証明する確実な証拠があるとき
4. 債務者との間で債務再編の合意が成立し、又は裁判所が破産更生計画を認可した後に、債権を求償するすべのないとき
5. 自然災害又は戦争等の不可抗力
6. 国務院の財政及び税務主管部門が定めるその他の条件

2. 税務申告の必要資料

『企業資産損失所得税損金算入管理弁法』第22条によると、売掛債権の貸倒損失に必要とされる関連証拠は以下のとおりです：

1. 関連事項に係る契約若しくは合意又は説明
2. 債務者の破産清算に属する場合には、裁判所の破産及び清算公告
3. 訴訟事件に属する場合には、裁判所の判決書若しくは裁決書若しくは仲裁機構の仲裁書又は裁判所により執行を終了（中止）する旨を裁定された法律文書
4. 債務者の営業停止の場合には、工商部門による営業許可証の抹消又は取消しに係る証明
5. 債務者の死亡又は失踪の場合には、債務者個人に対する公安機関等の関係部門の死亡又は失踪証明
6. 債務再編の場合には、債務再編合意及びその債務者の再編収益に係る納税状況に係る説明
7. 自然災害及び戦争等の不可効力の場合には、債務者の被災状況に係る説明及び債権を放棄する旨の表明

3. 専用報告書の廃止

『企業資産損失所得税損金算入管理弁法』第10条では、貸倒損失などの一定の資産損失については専用項目報告書の提出が必要とされていました。国家税務総局公告2018年第65号『国家税務総局の20項目の税務証明事項の取消に関する公告』によると、第2項目で専用項目報告書を提出する必要がなくなり、これに代わり、納税者自らが発行した法定代表者、主な責任者と財務責任者が署名した損失に関する書面での表明と関連資料を準備することになりました。

お見逃しなく！

専用項目報告書の廃止に伴い、納税者側では損金算入処理を行ったうえで、税務調査に備えることとなります。税務調査で否認されないように、十分な証拠資料を準備することは従来と変わりません。